平成２５年（フ）第２０９号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番４―304号
債務者　井澤　信吾
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２１３号
埼玉県川越市大字木野目1380番地５　ロイヤルステージ南古谷404号室
債務者　清水　和枝
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２１７号
埼玉県所沢市大字久米506番地の３　カレント所沢301
債務者　古塚　隆介
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２１８号
埼玉県ふじみ野市苗間41番地１　ハイム大井ツカサ203
債務者　梶原　恵美
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２３５号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘２丁目703番地の１フラッシングメドウ203
債務者　渡邉　　武
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４１号
埼玉県熊谷市見晴町107番地３
債務者　佐藤　照夫
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１４８号
群馬県佐波郡玉村町大字福島80番地１　アットホーム尚久高崎東
債務者　小林　元子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１３９号
静岡県駿東郡清水町徳倉963番地の１　ロイヤルガーデン徳倉壱番館102
債務者　根上　直子（旧姓田上）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第2号
愛知県碧南市天王町５丁目71番地　天市ビル３ＦＡ、前住所愛知県名古屋市守山区太田井５番28号　ウェルステージ201号
債務者　佐藤　裕司
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
愛知県岡崎市牧御堂町字郷中104番地　スカイフィールド102
債務者　柳谷　　久
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
三重県松阪市久保町1313番地１　レジデンス学園前102
債務者　オンポック　レイナルドこと　オンポック　レイナルド　バルテ
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第５３号
京都市西京区御陵内町14の１　セジュール小原Ⅱ202号室斉藤起世人方、住民票上の住所京都府福知山市字前田33番地　市営住宅Ｄ棟305号
債務者　村宮　愛美
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第３号
京都府福知山市字前田33番地　市営住宅Ｄ棟305号
債務者　村宮　　毅
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
福岡県柳川市間1251番地８
債務者　石橋美由起
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第８０７号
横浜市中区根岸町３丁目176番地69　ヒルサイドハイツ203号室
債務者　稲田　弘志
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１４号
横浜市戸塚区柏尾町757番地　県営柏陽台アパート14棟304号
債務者　草弥　久美
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１５号
横浜市南区永田東１丁目７番21号　鳳荘Ｃ棟205号
債務者　打矢トミ子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部